

松本市介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表

(令和7年4月施行版)

- 1 訪問型サービス（独自）サービスコード表
- 2 訪問型サービス（独自/定率）サービスコード表
- 3 通所型サービス（独自）サービスコード表
- 4 通所型サービス（独自/定率）サービスコード表
- 5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

【注】 単位数算定記号の説明

+○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位

-○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位

×○○% ⇒ 所定単位数 × ○○/100

○○%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○/100

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色→変更

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

松本市

介護予防訪問介護相当サービス: 松本市訪問介護相当サービス指定事業者(平成27年4月以降介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など)が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	1週間当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 週1回程度の場合	1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			日割の場合	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		(2) 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 週2回程度の場合	2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			日割の場合	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		(3) 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 週2回を超える程度の場合	3,727単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			日割の場合	123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 週1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 週2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 週2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 週1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ		訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 週2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ		訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 週2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	(4) 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(5) 生活機能向上連携加算			ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	(6) 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度

A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(7) 介護職員等処遇改善加算	ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算	

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能

A3 訪問型サービス(サービスA)サービスコード表

松本市

緩和した基準によるサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1001	訪問型サービスⅣ(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2(月1回～週2回まで)	1割負担の利用者の場合	1回につき	
A3	1002	訪問型サービスⅣ(2割負担)		2割負担の利用者の場合		206
A3	1007	訪問型サービスⅣ(3割負担)		3割負担の利用者の場合		206
A3	1003	訪問型サービスⅤ(1割負担)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※週3回は超えない	1割負担の利用者の場合		206
A3	1004	訪問型サービスⅤ(2割負担)		2割負担の利用者の場合		206
A3	1008	訪問型サービスⅤ(3割負担)		3割負担の利用者の場合		206
A3	1005	訪問型サービスⅥ(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2(20分未満で主に生活援助を行う場合) ※20分未満のサービス1回は、通常サービスを0.5回と換算する。	1割負担の利用者の場合		101
A3	1006	訪問型サービスⅥ(2割負担)		2割負担の利用者の場合		101
A3	1009	訪問型サービスⅥ(3割負担)		3割負担の利用者の場合		101

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表

松本市

介護予防通所介護相当サービス:松本市通所介護相当サービス指定事業者(平成27年4月以降介護予防通所介護の指定を受けた事業者など)が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	(1) 通所型サービス費(独自) 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割		1,798単位	日割の場合	59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2		3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割		3,621単位	日割の場合	119単位	119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 I	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週間当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 I 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 II		事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 II 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 I	業務継続計画未策定減算	1週間当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算 I 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 II		事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算 II 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	1週間当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1		376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2		752単位減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合 ※注釈あり		47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	(2) 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症利用者受入加算	(3) 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	(4) 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	(5) 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	(6) 口腔機能向上加算	ア 口腔機能向上加算(I)		150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		イ 口腔機能向上加算(II)		160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	(7) 一体的サービス提供加算			480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	(8) サービス提供体制強化加算	ア サービス提供体制強化加算(I)		88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2		事業対象者・要支援2		176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		イ サービス提供体制強化加算(II)		72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 II 2		事業対象者・要支援2		144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 III 1	(9) サービス提供体制強化加算(III)	ウ サービス提供体制強化加算(III)		24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 III 2		事業対象者・要支援2		48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	(9) 生活機能向上連携加算	ア 生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II		イ 生活機能向上連携加算(II)		200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	(10) 口腔・栄養スクリーニング加算	ア 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		イ 口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	

A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	(11) 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(12) 介護職員等処遇改善加算	ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	(1) 通所型サービス費(独自) 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	(1) 通所型サービス費(独自) 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			119単位		83	1日につき

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※事業所が送迎を行わない場合については、通所型独自サービス1を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、通所型独自サービス2を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

※介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能

A7 通所型サービス(サービスA)サービスコード表

松本市

緩和した基準によるサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A7	1001	通所型サービスA(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2(月1回～週2回まで)	1割負担の利用者の場合	360
A7	1002	通所型サービスA(2割負担)		2割負担の利用者の場合	360
A7	1003	通所型サービスA(3割負担)		3割負担の利用者の場合	360

AF 介護予防ケアマネジメント費

松本市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位		
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	442	1月につき		
AF	2211	介護予防ケアマネジメントA(高齢者虐待防止措置未実施の場合)		要介護1・2・3・4・5	高齢者虐待防止措置未実施		438	
AF	2212	介護予防ケアマネジメントA(高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定の場合)			4単位減算 業務継続計画未策定		4単位減算	434
AF	2213	介護予防ケアマネジメントA(業務継続計画未策定の場合)		442単位	業務継続計画未策定減算		4単位減算	438
AF	2112	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	398			
AF	2214	介護予防ケアマネジメントB(高齢者虐待防止措置未実施の場合)		要介護1・2・3・4・5	高齢者虐待防止措置未実施		394	
AF	2215	介護予防ケアマネジメントB(高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定の場合)			4単位減算 業務継続計画未策定		4単位減算	390
AF	2216	介護予防ケアマネジメントB(業務継続計画未策定の場合)		398単位	業務継続計画未策定		4単位減算	394
AF	4001	介護予防ケアマネジメントA初回加算	初回加算		300単位加算	300		
AF	4002	介護予防ケアマネジメントB初回加算			300単位加算	300		
AF	5001	介護予防ケアマネジメントA委託連携加算	委託連携加算		300単位加算	300		
AF	5002	介護予防ケアマネジメントB委託連携加算			300単位加算	300		

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。